

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>だいせん聴覚高等支援学校</p>	<p>行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 520 1421 701"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>9.04㎡</td> <td>備蓄倉庫設置</td> <td>免除</td> <td>(注) 令3.4.1～令8.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では許可期間が、「平28.4.1～令3.3.31」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	9.04㎡	備蓄倉庫設置	免除	(注) 令3.4.1～令8.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があつたときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳の更新を行った。          今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間									
土地	9.04㎡	備蓄倉庫設置	免除	(注) 令3.4.1～令8.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年1月18日）